

議案第 7 1 号

北名古屋市基金条例の一部改正について

北名古屋市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、地域再生法に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な費用に充てるための積立基金として、企業版ふるさと納税地方創生基金を創設するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市基金条例の一部を改正する条例

北名古屋市基金条例（平成 18 年北名古屋市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表森林環境整備基金の項の次に次のように加える。

企業版ふるさと納税地方創生基金	地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の資金に充てる。
-----------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。